

(社)日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会
第106回 レベル1PRA分科会 議事録

1. 日時 第106回：2020年10月27日(火) 13:30～17:00

2. 場所 Web開催(Webex)

3. 出席者

(出席委員) 高田主査, 桐本副主査, 橋本(和)幹事, 佐藤(吉), 石田, 岩谷, 橋本(望),
池田, 丹野(佐藤(輝)委員代理), 三橋, 小森, 塩田

(12名)

(常時参加者) 城島, 出井, 友澤, 藤崎, 根岸, 笠原, 不破(7名)

錦見常時参加者候補

(敬称略)

4. 配布資料

P4SC-106-1 第105回L1PRA分科会議事録

P4SC-106-2 人事について

P4SC-106-3-1 内的事象L1PRA標準 統合性能化 基準案

P4SC-106-3-2 内的事象L1PRA標準 統合性能化 指針案

P4SC-106-3-3 委員コメント別紙

P4SC-106-4-1 専門部会中間報告案

P4SC-106-4-2 基準及び指針の標準構成について

5. 議事内容

(1) 出席者/資料確認

委員12名が出席しており, 分科会成立に必要な定足数を満足している旨が報告された。
また, 配布された資料が確認された。

(2) 第105回議事録の確認

資料P4SC-106-1を用いて, 第105回分科会の議事録を確認した。コメントがあれば連絡
いただくこととし, 特になければこのまま正式版とすることとなった。

(3) 人事について

資料P4SC-106-2により, 佐竹常時参加者(東北電力)の解除が報告され, 齋藤委員候補
(東京電力ホールディングス)の選任と錦見常時参加者候補(東北電力)の登録が承認され
た。

(4) L1PRA 標準統合性能化

資料 P4SC-106-3-1 から 3-3 により，事前に連絡のあった委員コメントに基づき，L1PRA 標準統合性能化案について検討した。主な議論は次のとおり。

- ・基準 5.2 の品質確保に関して，ピアレビューについては参照している品質確保標準において状況に応じた対応が規定されているため，基準における規定は現状のとおりとする。また，PRA モデルの構成管理については品質確保分科会で専門部会コメントなどによる検討が継続しているため，適宜情報交換頂き内容に齟齬がないよう反映していく。文書化の規定において指針に整合して不確実さに関する要求を追加する。
- ・基準 6.2.1 における「POS の出現確率を考慮した設定」に関する手法について，指針に反映する方向で検討する。
- ・基準 7.2.1.1 における「共通原因故障等による多重故障，人的過誤による事象も含めて検討する。」について，検討に含める母体を明確にした記載とする。
- ・基準 7.2.1.2 における前兆事象の分析とトラブル事例から類推される事象の検討は，実施内容に類似性もあることから，意図を再確認し規定のあり方について継続検討とする。
- ・基準 7.2.1.3 において起因事象と事故シーケンスの従属性が含まれることを明確にするため，冒頭に「事故シーケンスにおける」を追記する。
- ・基準 7.2.2.2 における「異なる事象」の表記について，前項の記載との整合をとり「類似性がない事象」とし，関連する指針も合わせて修正する。
- ・基準 8.2.1.1 における燃料損傷の防止にかかる安全機能に「未臨界確保」を追加し，指針においてその扱いを規定することで検討する。
- ・基準 10.2.2.2 における共通原因故障範囲に関する「同一又は異なるシステム」の意図を再確認し，関連する指針 10.2 b) 項と合わせ規定のあり方について継続検討とする。また，共通原因故障の属性に関する分類について，指針附属書側で整合するよう附属書を修正する。
- ・基準 11.2.1 などにおける「起因事象を誘発する人的過誤事象」は，指針も含めて「起因事象を引き起こす人的過誤事象」に修正する。なお，他の慣用句があればそれに統一する。
- ・基準 11.2.1.2 における「期待するリスク情報上重要でない場合」は，「リスク情報上重要な影響がない場合」に修正する。
- ・基準 11.2.3.3 及び 11.2.3.4 における「当該人的過誤確率」は，文脈上から「確率」とする。
- ・基準 11.2.3.4 における「起因事象発生前又は起因事象発生後」の区分けは不要であることから削除する。

- ・基準 11.2.4.2 における「タスク間の従属性」は、「人的過誤事象間の従属性」に修正する。
- ・基準 13.2.1.3 における「モデル内に論理矛盾等が生じないかその有無を確認し」は、「モデル内に論理矛盾等が生じないことを確認し」に修正する。
- ・指針については、規定構成が変更となるような委員コメントを中心に中間報告までに可能な範囲で修正し、規定意図の明確化などのコメントについては基準の継続検討事項と合わせて整理しておくこととした。

(5) 中間報告に向けた対応について

資料 P4SC-106-4-1 及び 4-2 により、次回リスク専門部会における基準案・指針案の中間報告について説明があった。リスク専門部会向けの資料 P4SC-106-4-1 は、現状での分科会審議の経過が分かるよう修正し、web 会議向けに体裁を調整する。また、中間報告と並行し、整理した基準案・指針案の検討事項も継続して審議し、中間報告での状況と合わせて反映していくこととなった。

(6) スケジュール、その他

次回分科会は 11 月 19 日 PM で web 開催の予定とする。また、委員を対象とする今年度の標準委員会の倫理教育が進められており、講演ビデオを事前に視聴の上、対象者間で議論する様式となっているため、対象者には講演ビデオの所在を別途連絡する。

以上